

庁議（令和6年9月25日）結果について

- 1 開催日 令和6年9月25日（水）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 市民部長、都市整備部長、社会教育部長、副病院長兼事務局長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査

6 付議事項

(1) 平塚市犯罪被害者等支援条例（案）について

概要	<p>1 制定理由 犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援等について、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減又は回復を図り、もって安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、この条例を制定するものである。</p> <p>2 条例の要点 犯罪被害者等の支援に係る基本理念並びに市、市民等及び事業者の責務について定めるほか、犯罪被害者等の支援等に関し必要な事項を定めるものである。</p>
結果	審議の結果承認された。

(2) 第24次（旭地区第2次（徳延・纏・河内））住居表示整備事業について（町の区域及び町名）

概要	<p>本事業は、分かりやすく、訪ねやすいまち、さらに緊急車両等の到着時間の短縮や、郵便、宅配の効率化等、市民生活の利便性向上のため、昭和39年から進めている。</p> <p>旭地区第2次住居表示実施地区の徳延、纏、河内では、地元自治会などと住居表示実施後の「町の区域及び町名」に係る検討を進め、令和6年1月に「町の区域及び町名（案）」が提出された。その後、令和6年7月に平塚市住居表示審議会にて、原案及び実施期日について異議なしの答申を受けた。</p> <p>答申を受けた「町の区域及び町名（案）」について、令和6年7月～8月に住居表示に関する法律に基づく公示を行ったが、変更請求は提出されなかったため、地方自治法の規定に基づき、令和6年12月議会に上程する。</p> <p>参考：実施地区面積 約158ha （徳延 約57ha、纏 約52ha、河内 約43ha、 （※）公所 約3ha、根坂間 約2ha、万田 約1ha） ※公所、根坂間、万田は町界の一部変更に伴い、実施地区に含んでいる。</p>
結果	審議の結果承認された。

(3) 有料イラスト無断使用に係る和解について

概要	<p>平塚市まちづくり財団からの依頼により、スポーツ課が平成28年3月に開催したひらつか市民スポーツフェスティバルの案内を作成した際に、相手方の作成した有料イラストを許諾なく使用していた。</p> <p>案内は公民館だよりに掲載し、地域情報ホームページ「ちいき情報局」において、平成28年3月から継続して公開されていた。</p> <p>令和6年6月に相手方から損害賠償金の請求があり、事案が発覚した。同年7月から市顧問弁護士と相手方代理人による交渉を行い、同年9月に相手方から損害賠償金88万円で和解に応じる旨の連絡があった。</p>
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

(1) 将来構想「平塚市民病院 Future Vision 2017-2025 (改訂版)」の令和5年度実績評価について

概要	<p>将来構想「平塚市民病院 Future Vision 2017-2025 (改訂版)」は、年2回「自己点検」及び「外部点検」を実施し、その結果を病院開設者である市長に報告し、市長からの「意見」や「指示」を付記した上で「公表」することとしている。令和5年度実績を踏まえた評価について、取りまとめたので報告する。</p>
----	--

以上